

屋久島空港の 滑走路延伸 基本計画(案)について



意見募集期間

令和2年1月10日

～2月28日まで

あなたのご意見をお聞かせください



意見募集方法やお問い合わせ先については、裏表紙をご覧ください。



パブリック・インボルブメントとは
(Public Involvement)

PIとは「住民参画」といわれ、事業の計画段階から広くみなさまからご意見をいただきながら事業を進める仕組みです。

屋久島空港滑走路延伸協議会
【鹿児島県・屋久島町】

QRコード



基本計画(案)への意見募集と進め方

PIって何？

パブリック・インボルブメント（Public Involvement）とは「住民参画」といわれ、公共事業を構想・計画・立案する段階から実施に至るまで、事業の進め方・経緯・内容について広く情報を公開し、みなさまからご意見を聞きながら事業を進めていこうという仕組みです。

公共事業の透明性・客観性の確保や住民等関係者との円滑な合意形成を図ることを目的としています。

PIの考え方を教えて？

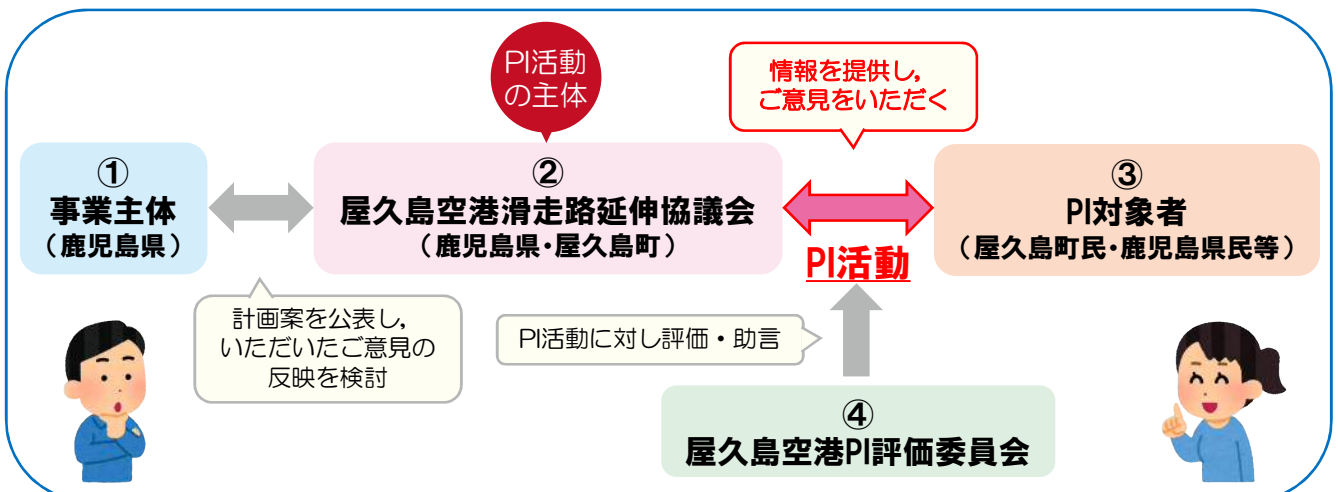


PIの基本的な考え方は次の通りです。

- 1 屋久島の住民の意見を積極的に把握します**
PIの対象者は、主に屋久島町民をはじめとする鹿児島県民の方々です。なお、屋久島空港は、屋久島町民の生活を支えるとともに、観光、産業などの振興・発展を図る上からも重要な社会基盤であることから、特に屋久島町民のPI活動への積極的な参加を促します。
- 2 わかりやすい情報の提供に努めます**
みなさまからより広く、多くのご意見をいただけますよう、滑走路延伸の必要性や計画案の内容などについて、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 3 透明性、公平性および客観性を確保したPI活動を実施します**
PI活動は、事業主体である鹿児島県やPI対象者に対して中立的な立場である第三者機関（屋久島空港PI評価委員会）の評価・助言のもとに実施します。

だれがどんなことをするの？

屋久島空港の滑走路延伸基本計画(案)におけるPI活動は、①事業主体である鹿児島県、②鹿児島県と屋久島町で構成する「屋久島空港滑走路延伸協議会」、③ご意見をいただく「PI対象者」、④PI活動の透明性、公平性及び客観性を確保するため有識者からなる「屋久島空港PI評価委員会」の4者がそれぞれ役割を持って実施します。



基本計画(案)への意見募集と進め方

今回実施する屋久島空港のパブリック・インボルブメント（P I）は、鹿児島県と屋久島町が連携して、みなさまに滑走路延伸に係る基本計画（案）等の情報を提供し、みなさまからご意見をいただき、検討を進めるとともに、みなさまとの円滑な合意形成を図ることを目的としています。

PI活動

基本計画(案)等情報の提供

みなさまに提供する情報

- ①屋久島の現況
- ②滑走路延伸の必要性
- ③滑走路延伸に係る基本計画(案)
- ④動植物に関する環境現況調査等
- ⑤滑走路延伸により期待される効果と課題等

今回の意見募集です

令和2年1月10日～令和2年2月28日まで

今回みなさまのご意見をお伺いしたいこと

滑走路延伸の
必要性

滑走路延伸の取組を進める上で
重要と考えることについて

施設計画(案)の
妥当性

滑走路延伸の実施
(1,500m→2,000m)について

基本計画(案)に対する要望
について

反映

滑走路延伸の事業化に向けた取組を進めるか否かを判断

※「事業化」とは、事業用地の取得や工事等を実施することです。
現在は、事業化のための調査等を行っております。

取組を継続

- 環境に及ぼす影響の調査・予測・評価
- 計画施設に対する基本的な測量及び設計
- ジェット機就航の見通しの確認
- 整備に必要な用地確保の確認

取組を再検討



新規事業採択時評価

採択要望

事業着手

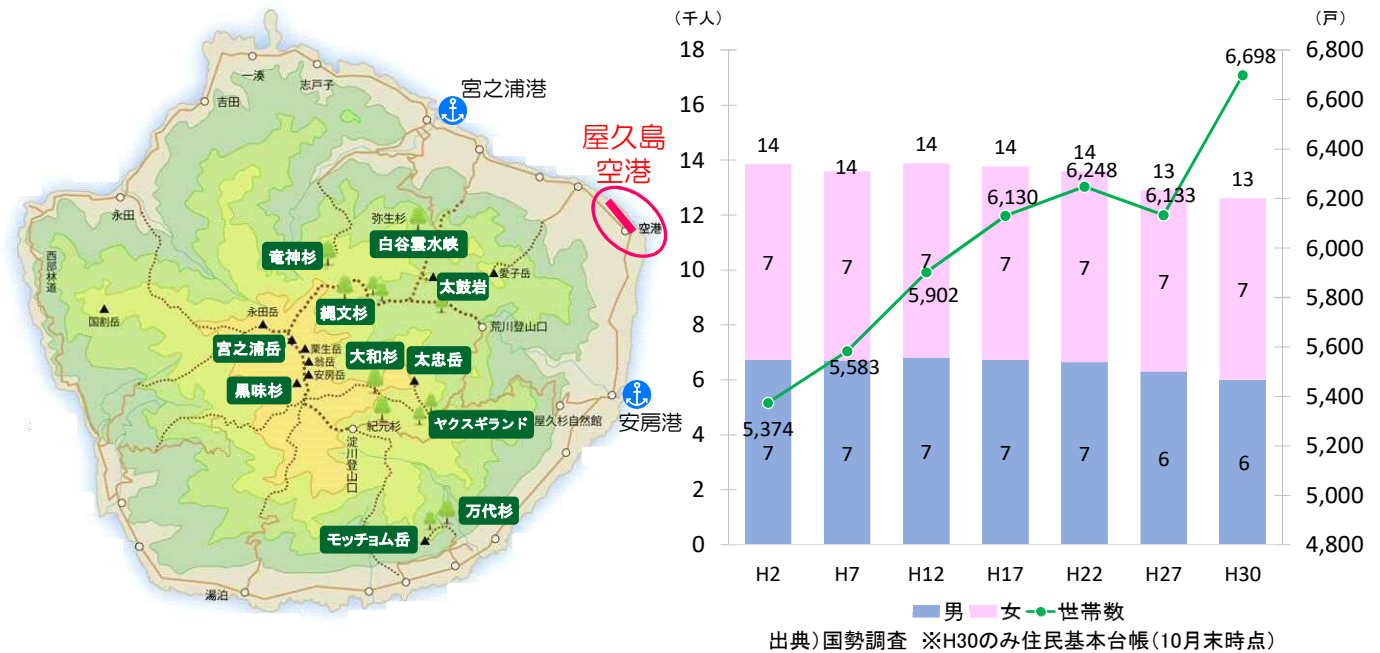
①

屋久島の現況

(1) 人口・世帯数等の推移について

屋久島は、鹿児島市の南方約135km、県本土の南方約60kmに位置し、周囲は約132km、面積は504.48km²であり、屋久島空港は島の北東部に位置しています。

人口は、平成2年以降、1万3千人前後で推移しています。また、世帯数については増加傾向にあり、平成30年10月現在で、平成2年に比べて約1千3百世帯増えています。

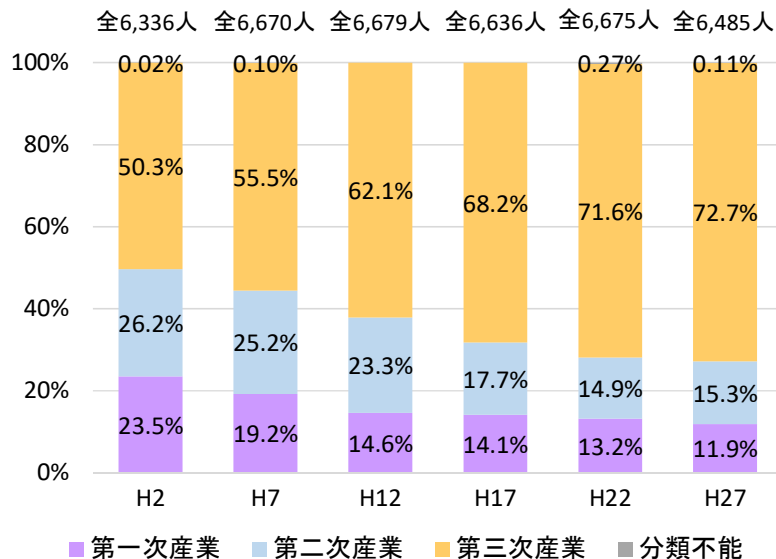


(2) 産業構造について

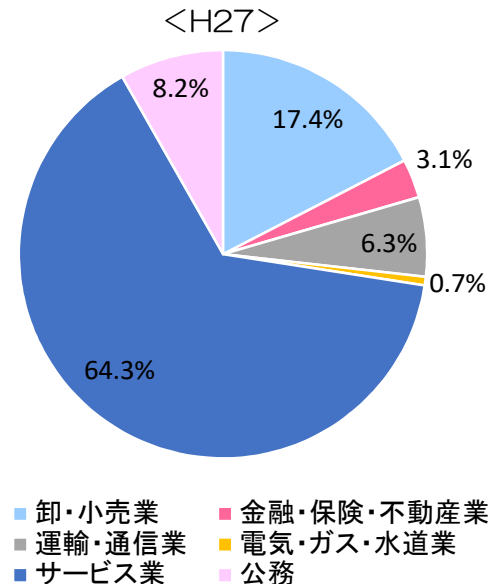
屋久島町の就業人口は、全人口の約半数にあたる、6千5百人前後で推移しております。就業別人口の割合は、第三次産業が高くなる傾向にあり、平成27年の割合は、平成2年に比べて約1.4倍となっております。

なお、第三次産業の中でも、サービス業の割合が高く、観光に関連する就業者数が多いと考えられます。

【屋久島町の就業別人口の割合】



【屋久島町の第三次産業就業人口の割合】



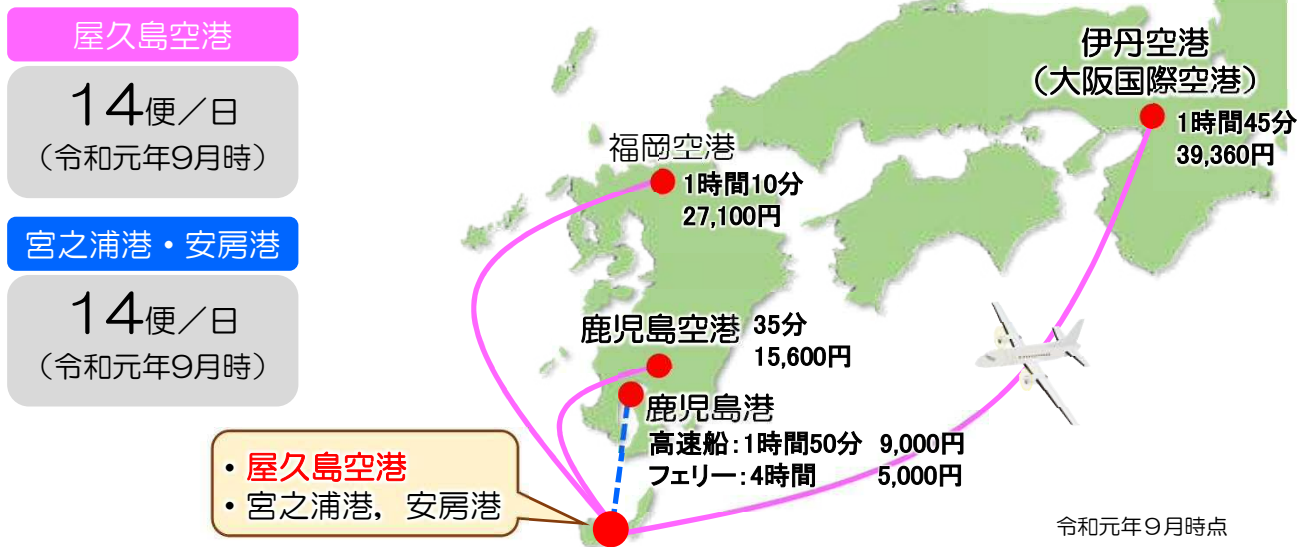
① 屋久島の現況

(3) 屋久島への交通手段について

鹿児島市から屋久島への交通手段は、航空機と船舶があり、交通手段を選択することができます。鹿児島空港からはプロペラ機（定員36～74名）が1日4～5往復8～10便（平成30年）運航されており、所要時間は35分となっています。

その他府県からは、伊丹空港（大阪国際空港）、福岡空港から、プロペラ機がそれぞれ1日1往復2便が直接、屋久島に運航されていますが、関東方面等からは、屋久島への直行便がないことから、主に鹿児島空港を経由しています。

船舶は、鹿児島港から高速船が1日5～6往復10～12便、フェリーが1日1往復2便（平成30年）が運航されており、所要時間は各々最短で1時間50分、4時間となっています。



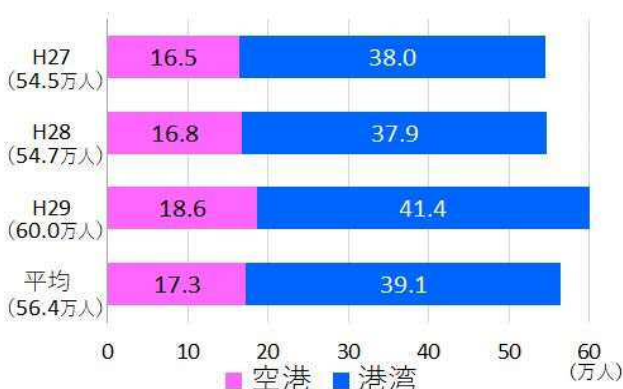
(4) 乗降客数（空港・港湾）について

屋久島の空港、港湾における近年の乗降客数は、空港と港湾を合わせて約56万人(平成27～29年の平均)であり、屋久島空港が約17万人、宮之浦港と安房港を合わせた港湾が約39万人です。空港の乗降客数が全体の約3割を占めています。

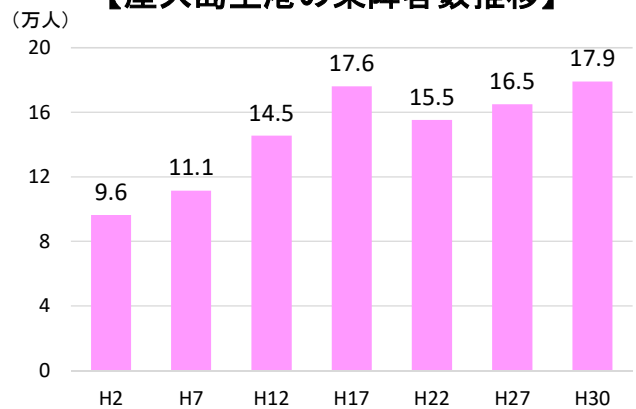
また、屋久島空港の乗降客数は、平成2年の約9万6千人から平成30年には約17万9千人と約1.9倍に増加しております。

これは、平成5年の世界自然遺産登録、平成21年の伊丹線開設、平成23年の福岡線開設による島外からの観光客の増加が一因と考えられます。

【近年の乗降客数】



【屋久島空港の乗降客数推移】



出典) 空港管理状況調査, 港湾統計(年報)

②

滑走路延伸の必要性

②-1

空港施設の現状と課題

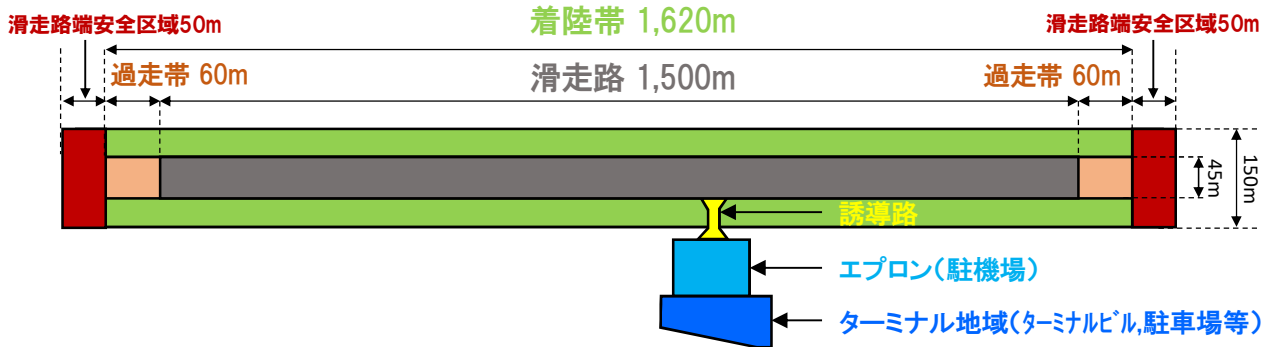
(1) 屋久島空港の現状について

主な沿革

- 昭和33年：滑走路長1,100mにて国から設置許可を受ける
- 昭和38年：その後、工事等を実施し滑走路長1,100mにて供用開始
- 昭和47年：滑走路長1,500mにて国から設置許可を受ける
- 昭和51年：その後、工事等を実施し滑走路長1,500mにて供用開始

主な施設の概要

- 設置管理者：鹿児島県
- 滑走路：（長さ）1,500m×（幅）45m
- 着陸帯：（長さ）1,620m×（幅）150m
- 過走帯：両端とも（長さ）60m×（幅）45m
- 滑走路端安全区域：両端とも（長さ）50m×（幅）150m
- 誘導路：（長さ）75m×（幅）18m 1箇所
- エプロン（駐機場）：（幅）110m×（奥行）70m（プロペラ機：2機駐機）
- 照明施設：進入角指示灯，滑走路灯 等
- 無線施設：超短波全方向式無線標識，距離測定装置
- 旅客ターミナルビル：639㎡（建築面積）
- 駐車場：167台
- 管理施設：電源局舎，消防車庫



(2) 屋久島空港の課題について

屋久島には関東から航空機を利用して来島する方が多く、この場合、主に鹿児島空港を経由する必要があります。仮に関東から直接屋久島に乗り入れが可能となれば、利便性が高まり、更なる来島者も期待されます。また、関東と屋久島間の航空機の運航は、一般的にプロペラ機では困難と考えられ、ジェット機によるものと想定されます。現在の屋久島空港の滑走路長1,500mでは、プロペラ機の離着陸は可能ですが、ジェット機は難しいことから、その解消が課題です。

このため、鹿児島県ではジェット機が離着陸可能な滑走路長2,000mへの延伸を目指して、取組を行っているところです。

なお、就航するジェット機は定員160～180名のB737-800又はA320を想定しております。この航空機は現在、奄美空港に就航しているジェット機と同様のものです。

また、現在開発中の国産ジェット機(定員80～90名程度)についても離着陸が可能となります。

②

滑走路延伸の必要性

②-2

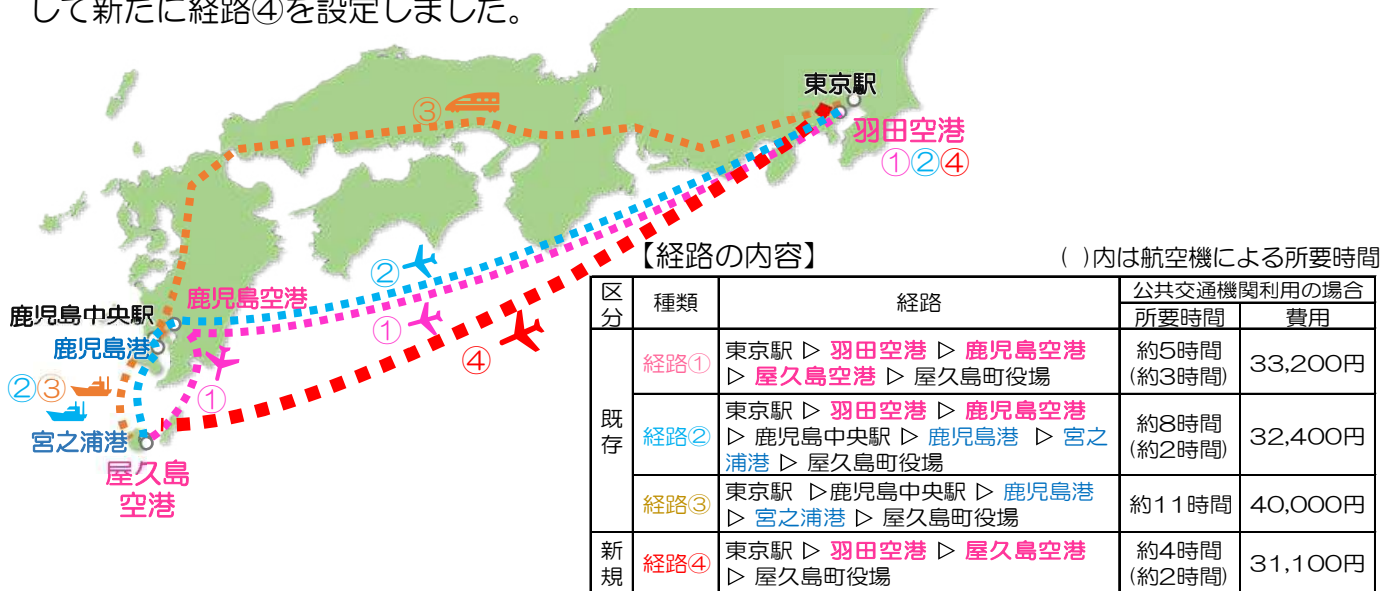
滑走路を延伸するために必要なこと

(1) 関東-屋久島間の航空機需要が見込まれること

国が行った航空旅客に関する調査(H27航空旅客動態調査)によると、鹿児島-屋久島間の航空機利用者の居住地は県外が約85%、その内、関東方面の居住者の利用割合は、約55%です。このように、鹿児島-屋久島間の航空機利用者は県外者が多く、特に関東方面の方が多いことがわかります。

関東-屋久島間の経路

関東-屋久島間の乗降客数を予測するため、東京駅と屋久島町役場を起点とする既存の主な3経路(経路①～③)と、将来において羽田空港-屋久島空港の直行便が開設された場合を想定して新たに経路④を設定しました。



※航空運賃は、割引率を算定して設定。経路④の羽田空港-屋久島空港の運賃は、他路線の距離と運賃を参考に設定。

乗降客数の予測方法と結果

経路①～④の所要時間と費用を設定して、乗降客数を予測します。

現在の主な経路①～③の内、所要時間が最短となる経路①は羽田空港から屋久島空港まで乗継時間を含めて、最低3時間は必要になります。これが経路④になると、所要時間は約2時間となります。これに費用を含め予測したところ、関東-屋久島間は経路④を大部分の乗降客が利用することがわかり、乗降客数は年間約14万人と予測されました。

年間14万人の乗降客数とは、定員165名のジェット機が定期便として毎日1往復運航するのに加えて、季節的な増便も見込まれる需要規模です。

羽田空港-屋久島空港の直行便が開設された場合、関東の方のみならず、屋久島町民の利便性も高まり、十分な需要が見込まれることから、滑走路延伸の必要性があると考えられます。

(2) 関東-屋久島間にジェット機の就航が見込まれること

滑走路延伸の前提として、ジェット機就航の見通しがあることが必要です。

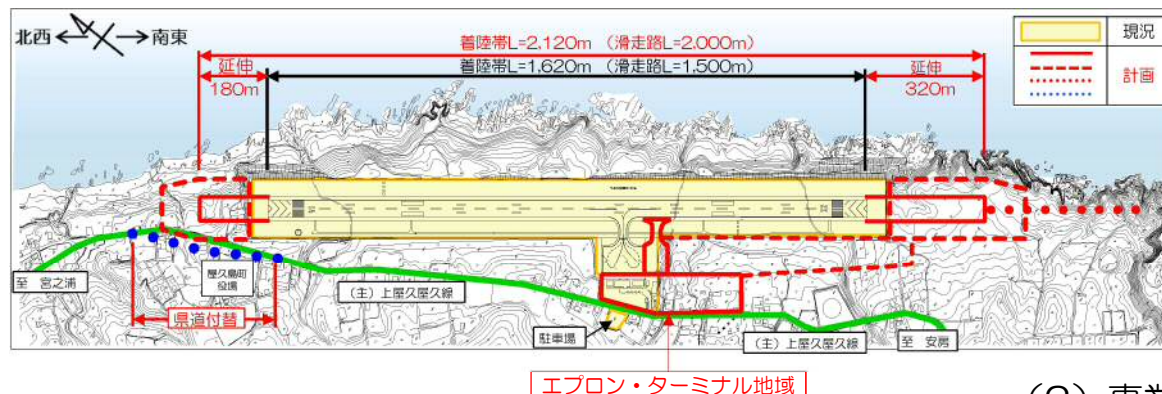
このことから、鹿児島県と屋久島町が協力し、ジェット機就航に向けて取り組んでまいります。

③ 滑走路延伸に係る基本計画(案)

(1) 策定の概要及び計画図

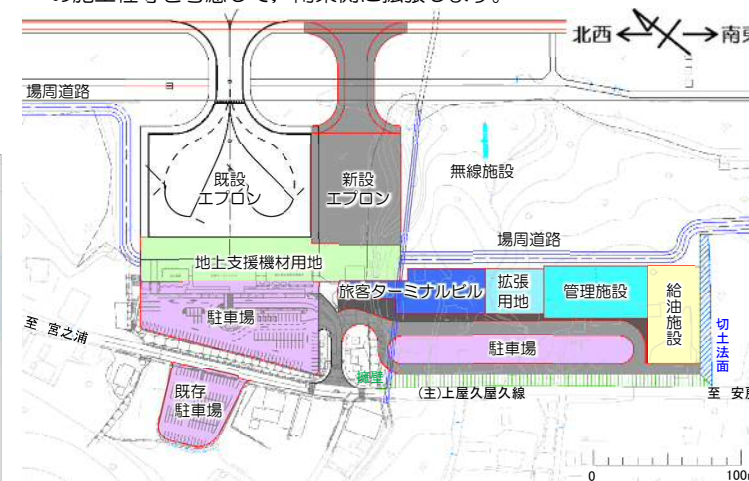
【滑走路について】

- 滑走路長を1,500mから、500m延伸してジェット機の就航に必要な2,000mとします。
- 現滑走路の両端を延伸するにあたり、海上の埋立が発生しないようにします。
- 延伸を検討する滑走路南東側の地盤高は、現在の滑走路の高さよりも高い箇所があり、北西側の地盤高は、低くなっていますので、滑走路は、切土量と盛土量のバランスを考えて、最も効率的な北西側に180m、南東側に320m延伸します。
- 北西側への延伸に伴い、屋久島町役場付近において、県道の付替が生じます。



【エプロン・ターミナル地域について】

- 現在のエプロン・ターミナル地域を拡張することとします。
- 基本計画(案)作成にあたって、次のことを基本方針としました。
 - ・空港の運用を継続しながら拡張工事を実施します。
 - ・現敷地を生かして、周辺地形への影響や利用者の利便性及び工事の時の施工性等を考慮して、南東側に拡張します。



計画の概要

- 滑走路 : (長さ) 2,000m × (幅) 45m
- 着陸帯 : (長さ) 2,120m × (幅) 150m
- 過走帯 : 両端とも (長さ) 60m × (幅) 45m
- 滑走路端安全区域 : 両端とも (長さ) 90m × (幅) 90m
- 誘導路 : (長さ) 75m × (幅) 18m
- エプロン : (長さ) 75m × (幅) 15m 計2箇所
(幅) 110m × (奥行) 70m (プロペラ機: 2機駐機)
(幅) 60m × (奥行) 75m (ジェット機: 1機駐機)
- 照明施設 : 簡易式進入灯, 滑走路中心線灯, 誘導路中心線灯, 進入角指示灯, 滑走路灯 等
- 無線施設 : ローライザー, 超短波全方向式無線標識, 距離測定装置,
- 旅客ターミナルビル : 現施設の約3倍の建築が可能となる敷地を計画
- 駐車場 : 現施設の収容台数以上の台数を確保することを計画
- 管理施設 : 電源局舎, 消防車庫
- 給油施設用地 : 航空機給油施設の敷地を計画

※ 新たに簡易式進入灯やローライザーを設置することで、運航条件が改善され、欠航便の減につながると考えられます。

(2) 事業費・費用対効果について

滑走路の延伸による事業費、費用対効果 (B/C) は次のとおりです。

概算事業費

約 150 億円

※ 概算事業費には、旅客ターミナルビル、給油施設の建設費用は含んでいません。

【効果の内訳】

- 屋久島～関東間の旅行時間の短縮
- 屋久島～関東間の旅行費用の低減
- 無線施設等の整備による既存路線(鹿児島,福岡,伊丹路線)の欠航便の減

費用対効果
(B/C)

1.49

費用対効果とは費用 (C) によって得られる効果 (B) のことであり、効果は貨幣に換算できるものを対象とします。

効果 (B) を費用 (C) で割算した B/C が 1 より大きいとき、社会経済的にみて効率的な事業と評価することができます。

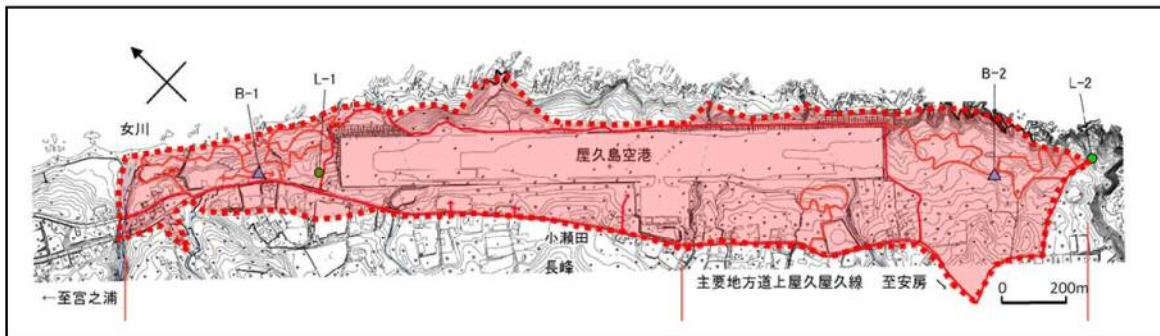
※概算事業費、費用対効果 (B/C) とも今後の検討により変化が生じる可能性があります。

④

動植物に関する環境現況調査等

(1) 調査箇所

空港周辺区域（点線で囲んだ区域）について、動植物に関して環境現況調査を実施しました。



(2) 調査時期

調査は年間を通じて、四季毎に実施しました。

| | |
|--------------|-------|
| 平成30年10月～11月 | (秋調査) |
| 平成31年1月 | (冬調査) |
| 平成31年3月～5月 | (春調査) |
| 令和元年7月 | (夏調査) |



(3) 調査結果

全体として、1,254種の動植物が確認されました。そのうち「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」等に指定されている種や「環境省レッドリスト」等に掲載されている種については、森林ではヤクシママイマイ等の貝類やツルラン等の植物等、湿地ではコガタノゲンゴロウ等の昆虫等、河川近くではヤマトヌマエビの甲殻類やツバキカドマイマイ等の貝類が確認されたところです。

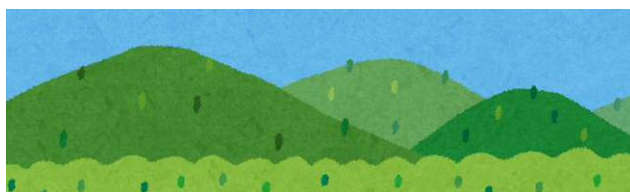
調査結果の詳細については、鹿児島県のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/yakushimapi.html>)

(4) 環境への配慮

今後、事業の実施に向けては、工事に伴い動植物への影響及び保全措置をまとめた環境影響評価を行うとともに、種々の環境保全措置を講じて、工事等による影響の回避又は低減を行う計画です。

また、動植物を含め、大気質、騒音、水質などについても環境影響評価の手続きを行って、皆様に環境保全方法を公表しながら、環境への配慮を検討してまいります。



⑤

滑走路延伸により期待される効果と課題等

滑走路を延伸することにより、期待される効果及び考えられる課題とその対応については次のとおりです。

効果

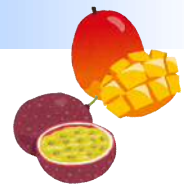
(1) 交流人口の拡大と奄美との相互の連携

関東等からの直行便による所要時間の短縮により、交流人口の更なる拡大が期待されます。また、世界自然遺産登録を目指す奄美群島との相互の連携により、国内はもとより海外からの観光客が直接、訪問することが期待されます。



(2) 農林水産業の振興発展

農林水産物及びその加工品の輸送にあたって、関東等からの直行便により、所要時間が短縮され、関東方面への迅速な輸送が可能となることで、地域経済の振興発展が期待されます。



(3) 運航の安全性向上

滑走路延伸に合わせて、新たな照明施設を整備することにより、悪天候による視界不良や夜間の着陸時の安全性が向上します。



(4) 関東方面との往来活性化

屋久島町居住者をはじめ、関東在住屋久島出身者や屋久島への1ターン者の利便性が向上し、往来の活性化が期待されます。



(5) 既存便のジェット化

屋久島への既存便である、福岡便、伊丹便のプロペラ機からジェット機への機材変更も期待されます。

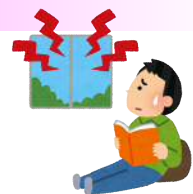


課題とその対応

(1) 環境への影響

滑走路延伸に伴い、必要となる空港用地に生息する動植物への影響やジェット機離着陸時の騒音の影響等が考えられます。

このため、空港整備に先立ち、環境への影響について、調査、予測、評価を行って環境への配慮を検討します。（9ページ参照）



(2) 民間用地及び建物への影響

滑走路延伸に伴い、新たな空港用地の確保や航空機の離着陸に支障となる建物等への対応が必要になります。工事着工前に、測量等を実施し空港用地と支障となる建物を確定して対応を検討します。



(3) 旅客の受入体制

関東等からの直行便による観光客増加により、宿泊施設等の受入先確保が必要になると考えられます。過去の最大入込客数（約40万人）を参考に対応を検討します。



～ご意見を募集します～

どうやって意見を伝えるの？

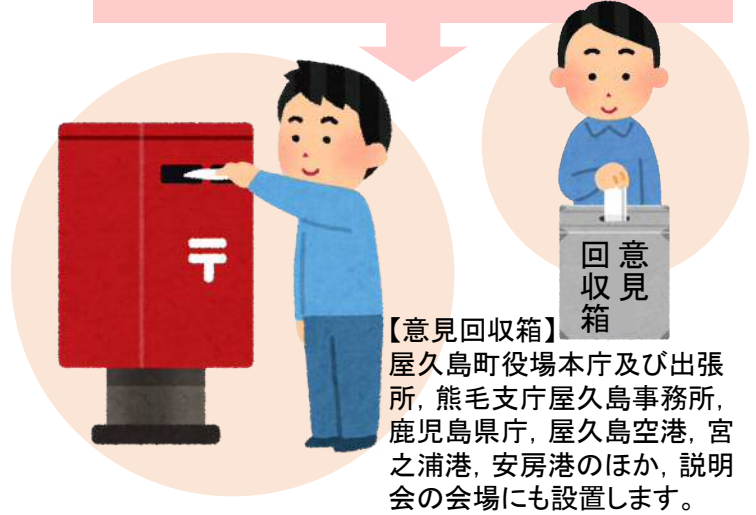
ホームページからの回答

ホームページから直接回答
してください。

又は

ハガキからの回答

パンフレットに折り込んである
ハガキに記入し、郵便ポストや
意見回収箱に投函ください。



ご意見の提出は、ホームページ又はハガキのうち一方のみとし
お一人様1回限りとします。

滑走路延伸基本計画(案)に対する意見募集期間
令和2年1月10日～令和2年2月28日まで



みなさまからのご意見
お待ちしております。

みなさまから寄せられたご意見は、とりまとめて公表しますが、個人
が特定される情報は公表しませんので、ご安心ください。

意見募集 の取組み

- パネル・ポスター展示
場所：屋久島町役場、熊毛支庁屋久島事務所、鹿児島県庁、屋久島空港、宮之浦港、安房港
時期：県のホームページでお知らせします。
- 説明会の開催（日時・会場）
◎1/27(月) 14時・屋久島離島開発総合センター(宮之浦) 2階第2会議室
◎1/27(月) 18時30分・屋久島町役場本庁舎議会棟(やくしまホール)
◎1/28(火) 14時・尾之間中央公民館 2階会議室

お問い合わせ 屋久島空港滑走路延伸協議会

鹿児島県土木部港湾空港課
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号（行政庁舎15階）
TEL 099-286-3663 FAX 099-286-5632

屋久島町政策推進課
鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
TEL 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905